



問い合わせ先 粕屋北部消防本部 ☎944-0131 (代表) 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)

3月1日から7日まで、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

火災の発生原因は、ちょっとした不注意などの人的ミスによるものが大半です。この運動を通じ

て、住民一人一人に火災予防の知識を高めてもらい、住民のみなさんや消防団との連携強化を図りながら、火災のない安全・安心なまちづくりを目指していきます。

火災予防運動期間中は、消防団が夜間に町内巡回などを行い、地域の警戒にあたります。また、3月1日(木)と7日(水)の午後8時に防火意識高揚のために消防サイレンを鳴らします。火災と間違えないようおねがいします。



火災発生時の消防サイレン

火災発生を防災行政無線からのサイレン放送でお知らせしています。火災の発生や、消防団員の出動、消防車などの緊急車両が付近を通行することなどを注意喚起するためのものです。

火災による一斉放送のため、深夜や早朝に流れることがあります。

【火災発生時の放送例】

消防サイレン(約5秒間のサイレン音×3回) + 「こちらは新宮町役場です。緑ヶ浜▲丁目で火災が発生しました」

【防災行政無線電話応答サービス】

防災行政無線の放送内容を電話の自動音声案内で確認できます。

☎962-6325

(※1) 電話料金は利用者負担です。放送後24時間以内の放送内容が確認できます。

(※2) 放送内容は最大20件が録音されています。ダイヤルボタン「#」で早送りができます。



防災行政無線
(屋外拡声子局)

住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

各家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年が経過しました。

住宅用火災警報器は火災を感知するため、常に作動しています。適切に作動させるためには維持管理が重要です。定期的に作動確認を行いましょう。

適切に交換しましょう！
交換の目安は「電池切れ」
「設置して10年以上経過」です。



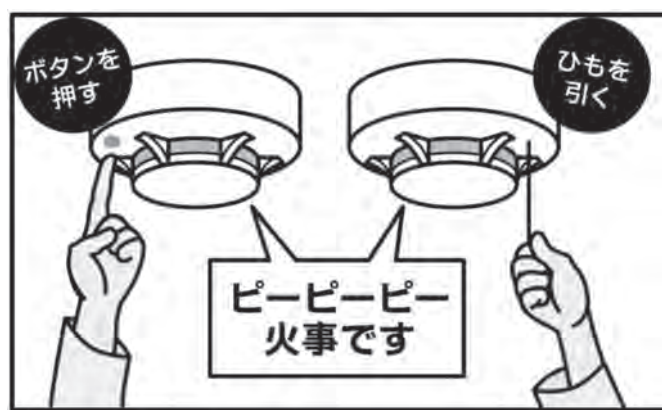
定期的な点検が大切です

○電池切れの場合

電池の寿命は機種によって異なります。取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせましょう。

○設置して10年以上経過する場合

古くなると本体内部の電子部品が劣化し、火災を感知しなくなる恐れがあります。10年を目安に本体の交換を行ってください。



ボタンを押したり、ひもを引いたりして、アラーム音が鳴れば、正常。反応しない場合は電池切れや故障の可能性あり。

住宅用火災警報器設置の効果

死者 約4割減少

(平成26～28年の住宅火災を分析)

焼損床面積・損害額 おおむね半減

火災発生時のリスクが大幅に減少したことがわかります。

古くなった家庭用消火器を回収します

古くなった家庭用消火器を使用したことによる破裂事故が、全国で発生しています。火災予防週間に合わせて、粕屋北部地区防災協会では古くなった家庭用の消火器を有料で回収します。

日時 3月4日(日)午前9時～正午

場所 粕屋北部消防署新宮分署前、
粕屋北部消防本部前

回収料金 1,000円

※当日は消火器・住宅用火災警報器の販売も行います。詰め替えはありません。

問い合わせ先 粕屋北部地区防災協会

(事務局：粕屋北部消防本部予防課予防係)

☎944-0021

【ご注意ください】

- ①新宮町・古賀市内において、消火器の不適正な点検や、高額での販売が行われています。消防職員が訪問販売することはありません。
- ②家庭用消火器の詰め替えは現在行われておりません。購入などは、ホームセンターや消防設備の販売店へ問い合わせください。